

瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子（案）について

1 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が一部改正され令和5年4月1日に施行されることに伴い、従来の瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）を令和5年3月31日で廃止し、法で委任された事項等に関し必要な事項を定めるために新たに制定するものです。

2 条例の骨子（案）

(1) 趣旨・用語

この条例は、法の施行に関し必要な事項を定めるものとします。また、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で用いる定義と同様とします。

(2) 事業者及び市民の責務

事業者及び市民が個人情報を取り扱うに当たり、その責務について定めるものとします。

(3) 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表の継続

法では、要件を満たす個人情報ファイルにのみ、個人情報ファイル簿を作成及び公表することのみが義務付けられていますが、法において、個人情報取扱事務登録簿を作成・公表することが許容されていることから、引き続き個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、個人情報取扱事務登録簿を作成することを定めるものとします。

(4) 目的外利用及び外部提供の際の市長への届出

現条例と同様に個人情報を目的以外の目的で利用し、又は外部に提供するときは、その旨を市長に届け出ることを義務付けます。

(5) 開示請求に係る手数料及び費用の負担

開示請求をする際の手数料を開示請求に係る保有個人情報が記録されている実施機関における文書1件につき300円とします。また、現条例と同様に開示文書交付時に写しの作成及び送付（送付を希望する場合に限り）に要する費用を負担していただきます。

(6) 開示決定の期限

法施行後は保有個人情報開示請求から開示決定等まで30日間、諾否期間延長を

最大で30日間、合計60日間となりますが、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内、諾否期間延長を最大で30日間、合計で開示請求があった日の翌日から起算して44日以内とします。

(7) 運用状況の公表

法において、個人情報保護委員会は、地方公共団体の機関の長に対して、法の施行の状況について報告を求めることができるとされており、また、毎年度、その報告を取りまとめ、その概要を公表するものとされています。本市においても、独自に運用状況を公表することで、市民の皆様に対して情報提供を行っていきます。

3 条例制定のスケジュール

(1) パブリックコメントの実施

令和4年8月15日（月）～令和4年9月13日（火）

(2) パブリックコメントの意見集約、条例案の作成

令和4年9月

(3) 議会への提案

令和4年12月

(4) 条例施行

令和5年4月1日